

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和4年6月7日

富山市病院事業管理者 石田 陽一

1 業務概要

(1) 業務名

医薬品物流管理業務委託

(2) 業務内容

- ①医薬品等の調達業務
- ②医薬品等の管理業務（発注業務、納品業務、払出業務、返品業務、品質管理業務等）
- ③医薬品等の搬送業務
- ④各種支援業務

※詳細は別紙仕様書のとおり。

(3) 発注課

病院事業局管理部契約出納課

(4) 履行期限

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

※上記期間中の業務が適切に履行されていると認められる場合は、最長令和7年9月30日まで委託期間を延長することができる。なお、期間延長の契約は年度毎に締結する。

※ただし、選定業者が提案した医薬品値引率の達成状況については、毎年度検証を行うものとし、その結果良好と認められた場合に期間延長の契約を締結するものとする。

(5) 提案限度額

月額 2,035,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案限度額を上回る提案については失格とする。

(6) 医薬品の調達可能品目数

全体数1,728品目のうち1,037品目（全体数の60%）以上

※1,037品目未満の提案については失格とする。

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。(参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市病院事業局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合(子会社が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。)

③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 本件業務の実施に要する各種法令に基づく以下の許可、認可、免許を有するもの。

- ①医薬品販売業許可
- ②麻薬卸売業者免許
- ③覚せい剤原材料取扱者指定

イ 令和4年6月1日時点で、250床以上の病院で医薬品管理業務経験を3年以上有する者を管理責任者として配置できること。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料について

ア 交付期間

令和4年6月7日（火）午前9時から

令和4年6月13日（月）午後5時まで

イ 交付場所及び方法

契約出納課において直接交付する。又は、富山市民病院ホームページ及び富山市ホームページよりダウンロードする。

※医薬品リストについては、電子メールで送付します。タイトルを「医薬品物流管理提案競技医薬品リスト希望（〇〇〇）」（〇〇〇は業者名）として、末尾に記載のメールアドレスまでご連絡ください。

(2) 参加表明書について

ア 受付期間

令和4年6月8日（水）午前9時から

令和4年6月14日（火）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

契約出納課への持参又は郵送にて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、6月14日（火）必着とします。また、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和4年6月17日（金）までに郵送で通知する。

(4) 現地説明会について

ア 開催日

令和4年6月17日（金）（予定）

※当院の都合により、日程等が変更となる場合があります。

※開催時間等の詳細は、申込者から別途連絡します。

イ 場所

富山市民病院内

ウ 参加者

1 参加者につき 2 名以内とする。

エ その他留意事項

見学希望の場合は、当局に電話で事前申し込みをすること。

※現地説明会では、写真や動画撮影、及び録音はお断りします。テキストのメモをとることは構いません。

(5) 質問書について

指定した期間内に、「質問書」をファックスまたはメールにて提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和 4 年 6 月 8 日（水）午前 9 時から

令和 4 年 6 月 2 0 日（月）午後 5 時まで

イ 受付場所

参加表明書に同じ

※メールで質問する場合には、タイトルを「医薬品物流管理提案協議質問書(〇〇〇)」
(〇〇〇は業者名)としてください。

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、ファックスまたメールで行います。また、質問者の法人名を伏せ
たうえ富山市民病院ホームページ及び富山市ホームページで公表します。

(6) 提案書について

ア 受付期間

令和 4 年 6 月 2 2 日（水）午前 9 時から

令和 4 年 6 月 2 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

契約出納課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時
までとします。

※郵送の場合は 6 月 2 4 日（金）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してくださ
い。

ウ 提出書類

① 提案書（様式第 3 号）及び参考資料

② 導入計画書

③ 医薬品リスト（調達可能品目欄に○と見積価格を入力したもの）

※資料は各 1 0 部用意ください。用紙サイズは A 4 または A 3 とし、A 3 の場合には折
りたたみ A 4 サイズとなるようにしてください。

※別途、①～③の電子データ（①②は PDF ファイル形式、③はエクセル形式）をメール

にて提出すること。なお、提出の際、タイトルを「医薬品物流管理提案協議提案資料の送付（〇〇〇）」（〇〇〇は業者名）としてください。

- エ 記載内容 別紙「医薬品物流管理業務委託提案書作成要領」を参照すること。
※公平性を保つため、提案書には提出者住所・会社名等を一切記載しないでください。

(7) ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和4年7月6日（水）（時間及び場所は別途通知します。）

イ 実施方法

30分以内（プレゼンテーション20分、質疑回答10分）

ウ 留意点

- ・プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・説明員は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。
- ・PC、プロジェクター、スクリーン、机、椅子等については当局が用意する。その他必要機器があれば各事業者で準備すること。

(8) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

イ 最低選定基準点

合計850点のうち510点

ウ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえ富山市民病院ホームページ及び富山市ホームページで公表します。

4 選考委員会委員職氏名

委員長	病院事業管理者	石田 陽一
副委員長	院長	藤村 隆
委員	企画管理部次長	関谷 雄一

委 員 市民生活部次長 浦田 純一

委 員 富山県病院薬剤師会 脇田 真之

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥その他選考委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

（ 担 当 ） 契約出納課管財契約係

（ 電 話 ） 0 7 6 - 4 2 2 - 1 1 1 2

（メール） byoinkeisui@city.toyama.lg.jp